

「かながわ県産木材の建築物への利用拡大に向けた木材利用促進協定」

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 15 条第 1 項に基づき、株式会社ラ・ルース（以下「甲」という。）、神奈川県（以下「乙」という。）は、かながわ県産木材の建築物への利用拡大に向けた木材利用促進協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を推進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想（甲による木材の利用の促進に関する構想）

（1）構想の内容

- 甲は、地域の森林・林業・木材産業関係者と連携し、自社の木材加工技術を用いて、建築用木材等としてのかながわ県産木材の使い方を検討し、地域ブランドの創出及び資材・製品等を製造する。
- 甲は、建築物でのかながわ県産木材の利用を促進し、脱炭素社会の実現に貢献する。

（2）構想の達成に向けた取組の内容

- 甲は、かながわ県産木材を活用した製品開発を行い、少ロット・多品種の建築用木製品の製造体制を確立することで、かながわ県産木材の使用量の増加に努める。
- 甲は、令和 12 年度に年間 500 m³のかながわ県産木材を使用することを目標とする。
- 甲は、一般顧客に向けて「製造工場等の見える化」をすることでより多くの方へのかながわ県産木材の認知度向上や木工技術の普及に努める。

4. 甲の構想を達成するための乙による支援

- 乙は、甲の取組を推進させるため、甲に対して活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、本協定に基づく甲の取組を優良事例として積極的に広報する。

5. 構想の対象区域

神奈川県内

6. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

7. その他

（1）実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力する。

（2）協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（3）協定の解除

甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除できるものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙が記名の上、各自その一通を保管する。

令和 7 年 4 月 21 日

甲 株式会社ラ・ルース

代表取締役 相田 秀和

乙 神奈川県

知事 黒岩 祐治